

公 告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項、第2項及び第4項の規定により、令和6年3月に実施した監査の結果に関する報告について、同条第9項の規定により次のとおり公表する。

令和6年5月7日

山形県監査委員 奥 山 誠 治
 山形県監査委員 高 橋 啓 介
 山形県監査委員 松 田 義 彦
 山形県監査委員 海 老 名 信 乃

第1 監査の概要

(1) 監査の基準

山形県監査委員監査基準（令和2年4月県監査委員訓令第1号）に準拠して実施

(2) 監査の種類

財務監査（定期監査）

(3) 監査の対象及び着眼点（評価項目）

財務等に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が法令に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているか

(4) 監査の実施内容

関係書類を調査するとともに、監査対象機関の長等から説明を聴取するなどの方法により実施

第2 監査実施状況

監査は、監査対象機関9箇所について、次のとおり実施した。

監査対象機関	実施年月日	担当監査委員	
ゆきわり養護学校	令和6年3月4日	松田委員	—
山形西高等学校	令和6年3月14日	奥山委員	松田委員
霞城学園高等学校	令和6年3月14日	奥山委員	松田委員
上山高等養護学校	令和6年3月14日	奥山委員	松田委員
寒河江警察署	令和6年3月14日	奥山委員	松田委員
博物館	令和6年3月14日	高橋委員	海老名委員
山形北高等学校	令和6年3月14日	高橋委員	海老名委員
天童高等学校	令和6年3月14日	高橋委員	海老名委員
上山警察署	令和6年3月14日	高橋委員	海老名委員

第3 監査の結果

是正又は改善を要する事項は次のとおりであり、それらを除いては、上記により監査した限りにおいて、監査の対象となった事務が法令に適合し、正確に行われ、最小の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めていることが認められた。

(1) 指摘事項

監査において、是正又は改善を要するとして指摘したものは、次のとおりである。

イ ゆきわり養護学校

(イ) 執行管理体制が適切でないもの

(内容)

学校徴収金について、多額の残金が発生したにもかかわらず、内部けん制が的確に機能せず、児童生徒等へ返金しないまま、次年度予算として執行するなど、事務処理が適切でないもの 2件 合計 787,456 円
主な事例は以下のとおり

令和4年度給食費会計

要返金額 645,239 円

(2) 注意事項

監査において、是正又は改善を要するとして注意したものは、次のとおりである。

イ 支 出

- (イ) 支払期限内に支払をしていないもの（霞城学園高等学校）
- (ロ) 支払の遅延等により、延滞金、遅収加算金等が発生させたもの（ゆきわり養護学校、山形北高等学校）
- (ハ) 正当な理由もなく、旅行の最終日から2箇月を超えて遅延している旅費の支給が相当数あるもの（天童高等学校）
- (ニ) 報酬、給料、諸手当、報償費若しくは旅費等の額の決定又は支給が適切でないもので、5万円以上のもの（ゆきわり養護学校）